



令和4年3月17日

総務文教常任委員会

委員長 山本 通廣 様

総務文教常任委員会委員

藤尾 環

第29号議案 加東市東条西ふれあい館条例に対する修正案

上記の修正案を、別紙のとおり会議規則第101条の規定により提出します。



(別紙)

第29号議案 加東市東条西ふれあい館条例に対する修正案

第29号議案 加東市東条西ふれあい館条例の一部を次のとおり修正する。

第5条第3項中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とする。

第29号議案 加東市東条西ふれあい館条例に対する修正案 新旧対照表

修正前	修正後
<p>(施設の使用許可) 第5条 (略) 2 (略) 3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の使用を許可しない。 (1)～(4) (略) <u>(5) 政党その他の政治団体等又は宗教の勧誘活動を行うとき。</u> <u>(6) 運動競技に使用するとき。</u> <u>(7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が不相当と認めるとき。</u></p>	<p>(施設の使用許可) 第5条 (略) 2 (略) 3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の使用を許可しない。 (1)～(4) (略) _____ _____ <u>(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が不相当と認めるとき。</u></p>